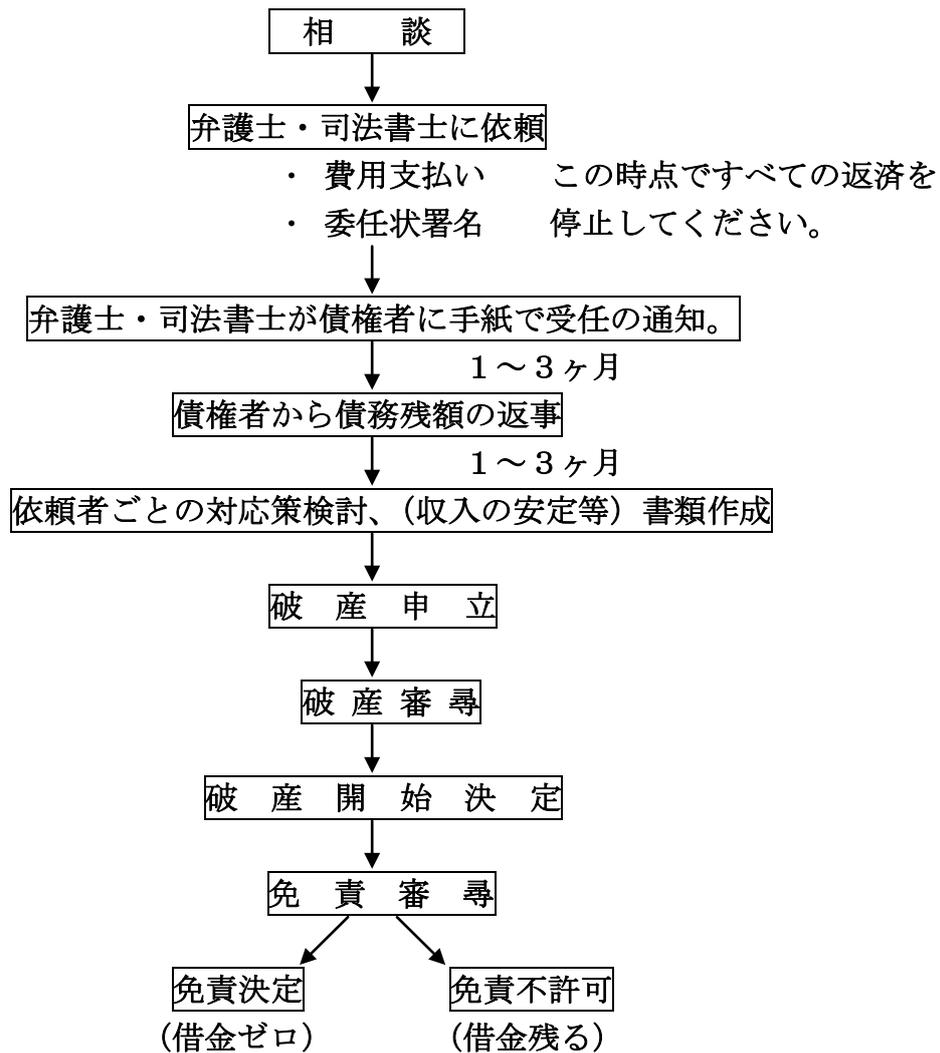


破産（自己破産）手続き

裁判所に破産・免責の申し立てをし、債務者の財産の清算を行うものです。最終的には債務の免除（免責）を受けて債務者の生活の再生を目指す手続きです。破産申し立てと同時に、免責許可の申し立てをして、免責許可決定を受けた場合には、債務が免除されます。自己破産が急増する中、債務者の生活再建のための最後の手段と考えられています。

<破産手続きの流れ(財産なしの場合)>



※ 養育費、婚姻費用、故意・重過失による賠償金（交通事故など）、税金、健康保険料、罰金はゼロにはなりません。

○ 破産の疑問・誤解

- ・自分が破産しても、子供・配偶者・親・兄弟姉妹が借金を背負うことはありません。(保証人になっている人は支払いの義務があります。)
- ・戸籍を抜かれたり、戸籍や住民票に「破産者」の記載はされません。選挙権も奪われません。運転免許証は失効しませんし、更新もできます。
- ・電気、ガス、水道を止められたり、日常生活をするのに必要な家財道具、布団、洗濯機、テレビまで取り上げられることはありません。
- ・家賃を払っていれば、立ち退きを求められることは、まずありません。
- ・社会保険・健康保険・母子手当・児童手当・障害者年金・一般の年金も受けられます。
- ・銀行の預金口座も解約しなくても結構です。あらたに銀行口座を作ることができます。(ただし銀行ローン等で借入をしている銀行の預金は差し押さえられます。)
- ・裁判所が、勤め先に破産したことを通知することはありません。(ただし、サラ金業者が勤め先に電話をしてくることはある。)仕事は今までどおり続けてください。
- ・弁護士・司法書士が受任通知を郵送すれば、たいていは、サラ金業者が電話をかけてきたり、取立に来ることはなくなります。(たちの悪い業者、ヤミ金は除く)

○破産のデメリット

- ① 持ち家、マンション、土地、高価な持ち物(自動車等)は売り払われます。
原則として、生命保険(解約払戻金があるもの)は解約することになります。
- ② 信用情報機関のブラックリストに掲載されている間(約10年間程)は、借金(ローン等も)できません。クレジットカード(VISAとかマスター等)も作れません。
- ③ 次のような仕事はできません。(免責決定が出るまで)
宅地建物主任者、旅行主任者、ガードマン、
保険代理店、風俗営業者
- ④ まれに、給料(約四分の一)を差し押さえることがあります。破産申し立て後は、差し押さえられません。

○免責が不許可となる理由

- ・借金が浪費、ギャンブル、ブランド品の購入等で増えた場合。
- ・ウソの債権者一覧表(個人的な借入先を書かない等)を提出した場合。
- ・へんば弁済(個人的な借入先や、うるさい業者だけに一度に返済すること)
- ・クレジットで高額な商品を買って、すぐに安く売却、質入する等の詐欺的な借入があった時
- ・一度も返済していない業者がある等、返済できないことを知りながらも、新たに借入をした場合。
- ・財産を隠した場合

再生・個人再生申立 (破産に準ずる手続きです。)

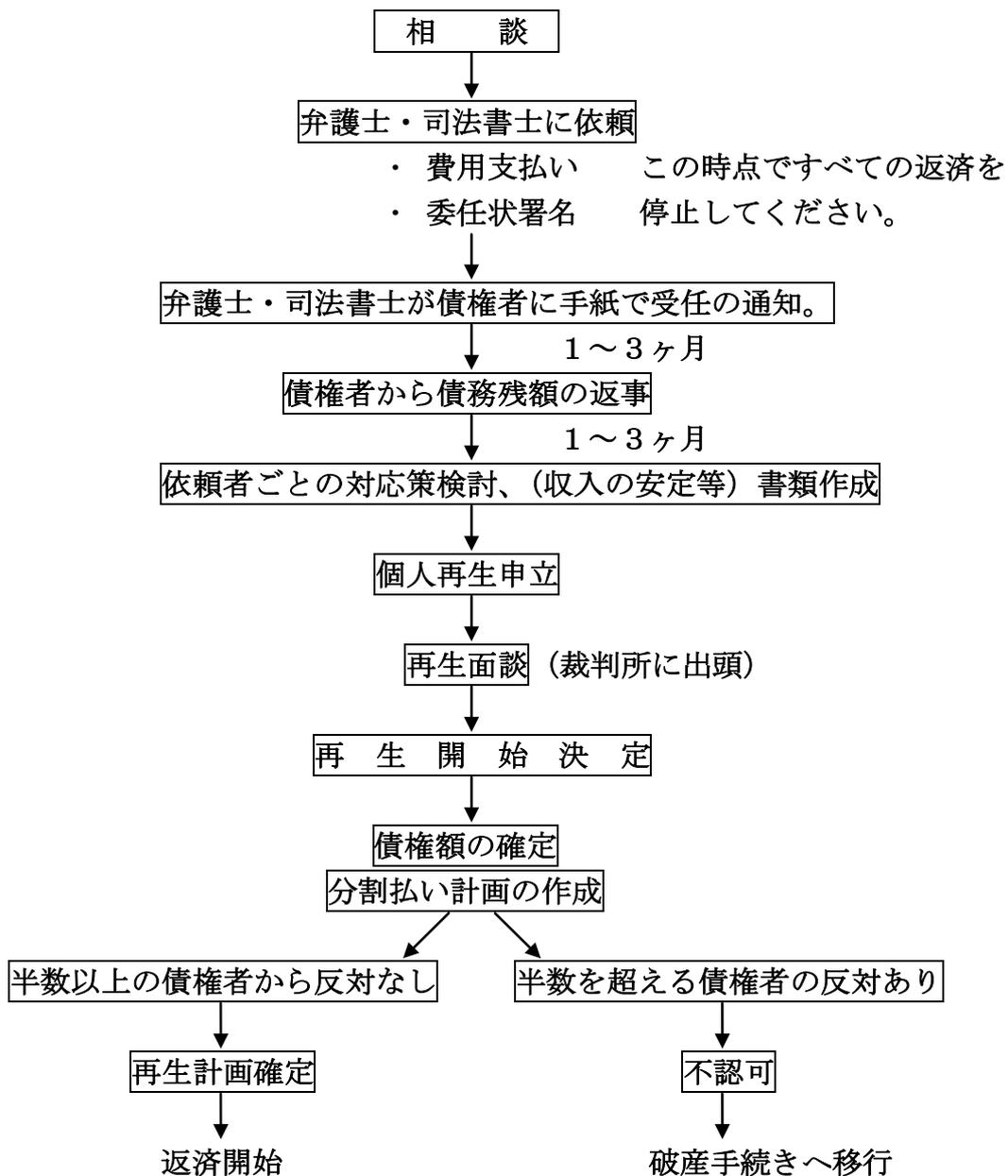
小規模個人再生

債務総額を20%程度まで減額(但し最低100万円以上)して、原則3年間(5年まで延長可)で分割して返済し、残りの約8割の借金の返済を免除してもらう手続き。

給与者再生

債務者の収入から、税金、住居費、食費(政令で決められている)等を除き、その残額の2年間分(但し最低100万円以上)を原則3年間(5年まで延長可)で分割して返済し、残りの借金の返済を免除してもらう手続き。

<再生手続きの流れ(財産なしの場合)>



※ 養育費、婚姻費用、故意・重過失による賠償金(交通事故など)、税金、健康保険料、罰金は減額されません。

○疑問・誤解

- ・ 7割から8割の借金が免除されます。
- ・ 友人、親族からの借入も強制的に減額します。
- ・ 信用情報機関のブラックリストにのります。(ほとんど不利益はありません)
10年位の間は、借金できません。ローンを組んだり、クレジットカードを作ることもできません。
- ・ 連帯保証人がついている場合、保証人へ請求が行きます。
- ・ 担保がついている借金は、減額されません。

○注意事項

破産ではないが、破産に準ずる手続きであることを忘れないでください。

- ・ 銀行ローン等で借入をしている銀行の預金は差し押さえられます。残高はゼロにしてください。
- ・ クレジットの自動引き落としになっている預金通帳も残高をゼロにしてください。
- ・ 弁済額は、減少しますが3年間から5年間、毎月の返済はあります。自分自身で返済していくことになります。
- ・ 定期的な収入がないと返済していくことは難しい。
- ・ 返済が始まるまでに10ヶ月くらいかかります。この間、借金の返済は止まりますが、将来の返済の準備のためにお金を貯めてください。
- ・ 裁判所の許可がもらえないと、破産手続きに移行します。

債務整理についての注意事項

1. 銀行預金等

- ① 銀行口座から自動引き落としにより返済等している場合、今後も引き落とされてしまう可能性がありますので出金しておいてください。
- ② 借入のある銀行等に入金されるものは相殺されてしまう可能性がありますので注意してください。(例 給与、年金 等)
- ③ 給料が銀行振込みの場合には、振込銀行を変更してください。
(振込銀行に負債がない場合は変更しないで結構です。)
- ④ 通帳をこまめに記帳して、使用していない通帳もさがして確保しておいてください。

2. 今後について

- ① 他に借入があることを思い出した時は、すぐに当職まで連絡してください。
- ② 今後は借入をしないことはもちろんのこと、返済もしないでください。
今後借入を行った場合には、民事上の問題だけでなく刑事上の問題(詐欺等)に発展する可能性がありますので注意してください。
- ③ 日用品・消耗品の購入以外、大きな買物、契約はしないでください。財産の処分もしないでください。5万円以上の入出金は必ず事前に相談してください。
- ④ ヤミ金融には絶対に手を出さないでください。法的債務整理が困難になり、受任通知後も過酷な請求があります。
- ⑤ 住所・居所が変わった場合はすぐに連絡してください。
- ⑥ 身内の方がお亡くなりになり、相続が発生した場合はすぐに御連絡ください。

3. 債権者からの問い合わせについて

- ① 債権者からの電話等に対しては、「司法書士の佐々木 聡史にお願いしていますので、今後は代理人の佐々木 聡史から通知がいくと思いますので、よろしくお願い致します。」ときっぱりと返答してください。
- ② 司法書士が受任した後に債権者が直接債務者に連絡することは、禁止されていますので、債権者が返済を迫ってきたりした場合はすぐに当職にご連絡ください。
- ③ 裁判所、債権者からの通知があった場合は、すぐにご連絡ください。

4. 信用情報機関

- ① 任意整理を行うことにより、信用情報機関に登録されます。およそ7年間は消えません。

本書について説明を受け、内容を確認のうえ受領しました。

平成 年 月 日

氏名

印